



解体範囲を示す

- 【特記事項】
- 解体範囲内工作物は特記無き限りすべて解体撤去すること。
 - 解体範囲内の地中埋設物（配管・杭類等）は解体撤去すること。
 - 建物解体跡、舗装撤去跡、は購入土（真砂土等）で埋戻し、整地すること。

訂正	TAKASHI HARAI ARCHITECTS 株式会社原井隆建築設計事務所 <small>一級建築士事務所 広島県知事登録 23(1)第5582号 一級建築士 登録 第320892号 原井 隆</small>	検 図 製 図 工事名称 旧灰塚小学校水泳プール解体工事	図 番 号 配 置 図	図面番号 A-05
				縮 尺 A3判：1/1000